

被扶養者認定基準

令和4年10月28日

【目的と被保険者の定義】

主に被保険者（ご本人）の収入で生活している家族は「被扶養者」といい、健康保険の給付を受けることができます。但し、健康保険法で定められた一定の条件を満たす必要があります。また、「健康保険上」と「税制上」では被扶養者基準が全く異なります。

【条件の根拠の法令等】

この条件は、健康保険法第3条第7項の規定により、被扶養者認定を厳正・公平に実施するために定められています。既に認定済みの者の再審査・再認定についても本基準を適用します。⇒よって毎年の検認調査が必要です。

【被扶養者認定の条件】

下記のすべての条件を満たす必要があり、健保組合では条件に関し、総合的に厳正に審査した上で被扶養者に該当するか審査します。

1. その認定対象者は被扶養者の範囲であること。 ⇒注1)
2. その認定対象者に被保険者以外の主たる生計維持扶養義務者がいないこと。 ⇒注2)
3. その認定対象者の年収は、被保険者の1/2未満であること。 ⇒注3)
4. 被保険者には継続的にその被扶養者を養う経済力があり、被扶養者の生活費の殆どを継続して支援していること。別居の場合、仕送り証明が必要 ⇒注4)
5. その扶養対象者の年収は、130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害者である場合は180万円未満）であること *交通費等非課税収入や賞与も含む

注1) 被扶養者の範囲

- ・同居（同一世帯）でなくてもよい人：配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母・祖父母
・曾祖父母
 - ・同居（同一世帯）が必要な人：上記以外の三親等内の親族
被保険者の配偶者の父母・連れ子
- *同一世帯とは住居と家計を共有すること、2世帯住宅の生活や世帯分離は該当しない。
- ・後期高齢者医療等を含めた、他の健康保険組合の被保険者及び被扶養者ではない者

注2) 生計維持とは

被保険者が被扶養者の生計費の最低1/2以上を、継続して負担していること。

注3) 収入の範囲

- ①給与収入（非課税の交通費及び賞与を含む）源泉徴収票には交通費が含まれず要注意。
- ②失業給付金
- ③健康保険の傷病手当金・出産手当金
- ④各種年金収入（厚生・国民・共済・企業・恩給・自社・遺族・障害・私的年金等）
- ⑤利子収入（預貯金・有価証券利子等）
- ⑥投資収入（株式配当金等）
- ⑦不動産収入（土地・家屋・駐車場等賃貸収入）

- ⑧雑収入（原稿料・講演料・印税等）
- ⑨被保険者以外からの仕送り（生計費・養育費等）
- ⑩その他、生活費になりうる収入

注4）仕送りについて

別居の被扶養者に収入がある場合、年間収入が130万円未満（60歳以上又は障害者等は180万円未満）かつ被保険者からの送金額より少ない場合のみ認定審査対象になります。被扶養者に収入がない場合は、最低送金基準額は一人50,000円以上が必要です。併せて実際の生計費を申告して頂き、社会通念的に妥当なものかも判断します。単に一人50,000円を送金すれば済むことではありません。また、仕送りは銀行振り込みや現金書留等、第三者の「仕送り証明」が毎月継続して確認できる形式で行う必要があります。

*直接の手渡しや、年数回の送金、被扶養者名義の口座を作りカードで引き出しなどは「仕送り証明」として認められません。

*仕送り証明は検認（扶養資格調査）時に必要のため、過去1年分を保管してください。

*業務命令による別居（単身赴任）と学生の遠地進学の場合は、仕送り証明は不要です。

【成人の扶養認定について】～18歳以上の認定（配偶者、学生を除く）～

ニコン健保では18歳以上を就労可能年齢とみなし独立をお願いしています。被扶養者になるには、書類の提出により「就労不能であること」と、「被保険者が生活費のほとんどを援助せざるを得ないこと」の証明が必要です。尚、その扶養対象者の実際の生計費を提示して頂くことがあります。（ニコン健保では16歳ではなく、18歳以上としています）

*国の通達では「16歳以上60歳未満の者は、特に被扶養者に該当するか否かの事実を確かめる必要がある」とあり厳格に取り扱うこととなります。16歳以上60歳未満の方は就労可能な年齢であり、社会通念的に被保険者の生計維持がなくても自活できるとされます。

【自営業（個人事業主）の取扱い】

自営業者（個人事業主）は、社会保険の制度上、一般的に国民健康保険に加入することとなっており、自己の責任と権限のもとで収入を得ることを選択した方であるため、原則として扶養認定の対象とはなりません。

ただし、実際の事業内容が、儲けるためではなくパート労働者等と同等な収入水準で家計の補助的な事業を細々と営んでいる方は、被扶養者として認定対象者であるとみなします。

認定対象者になれる条件

- ・確定申告書の「収入金額等」が、130万円未満（60歳以上または障害者である場合は180万円未満）であること。

かつ

- ・従業員を雇っていない方。

※認定対象者であっても、審査の結果、認定とならない場合があります。

※経費は考慮しませんので、ご注意ください。

※税務署の受付印のある最新の確定申告書（コピー）の提出が必要です。

【被扶養者の帰属】～どなたに扶養義務があるかの判断～

- ・同一世帯内に扶養能力のある者が複数いる場合は、相互扶助義務、相互補助義務により世帯内で家計の中心となる者を組合が判定し、その者に被扶養者を集中することを原則とします。
- ・夫婦共同扶養では被扶養者とすべき者の員数に関わらず、原則として被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだも）が多い方の被扶養者とします。
- ・夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ・夫婦片方が共済組合の組合員であり、扶養手当等の手当てが支給されている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とします。

【扶養事実の立証義務】～皆様に書類で証明いただく必要があります～

- ・被保険者は健康保険法第197条2項にもとづき、以下の扶養事実に関わる客観的な書類を整え証明する必要があります。 *親族関係、生計維持関係（世帯、収入状況等）
- ・事業主は健康保険法第197条第1項により、被保険者に対し扶養に関する事実を証明する届け出をさせ、健保組合実施の審査・認定に必要な事務を行うものとします。
- ・健保組合は健康保険法第197条に則り、被保険者と事業主に対し報告を求め、追加の証明を提出させることができます。
- ・健保組合が提出を求める書類を、被保険者が正しい理由なく期日までに提出しない時や、確認に対する回答を拒否した場合は、被保険者が認定対象者に関する資格審査を受ける意思がないとみなし、審査の対象から外れさせることができます。

【認定時期】～扶養者として認定される時期について～

- ・認定は健保組合が被扶養者の資格を満たすとした確認日にその効力を発揮します。但し、事由発生日から1カ月以内に事実証明が可能な書類の提出がなされ、組合が確認できた場合は、遡及して判定することができます。

【扶養資格調査 検認】～毎年、条件維持の確認が必要です～

- ・健保組合は健康保険法施行規則第50条1項により、毎年被扶養者の資格調査を行い、被保険者に必要な書類の提出を求めることができます。
 - ・被保険者を雇用する事業主は健康保険法施行規則第50条2項3項により、被保険者に必要書類の提出を求め、遅滞なく組合に提出しなければなりません。
- * 検認（扶養資格調査）時には、下記の書類提出が必要なので保管をしてください。
直近3か月の給与明細書、課税/非課税証明書、年金通知書及び確定申告書等のコピー、対象の場合は、仕送り証明